

## 認証団体等への支援内容（案）

### （１）認証団体等に対する補助

#### ①自然環境保育活動費補助

〔概要〕 認証団体等の自然環境保育活動に要する費用の一部を補助

〔対象〕 千葉県の自然環境保育認証制度の認証を受けた団体等

〔対象経費〕 プランター、苗木、虫取り網、外部研修会への参加費 等

#### ②運営費補助

〔概要〕 運営費に対する公的助成を受けていない認証団体等に、自然環境保育に係る運営費（自然環境保育活動時に基準を超えて保育者を加配した場合の人件費）の一部を助成する。

〔対象〕 重点型の認証団体等のうち、運営費の公的助成等を受けていない団体等

〔対象経費〕 自然体験活動時に基準を超えて加配した保育者の人件費

【参考】 自然環境保育認証制度の団体等に対する既存の公的支援

区分	団体等への公的支援		利用者への公的支援	
	運営費 公的助成	施設整備 補助対象	利用料無償化	多様な集団活動 補助対象*2
幼稚園（民間）	○	○	○	—
幼稚園（公立）	—	—	○	—
保育所（民間）	○	○	○	—
保育所（公立）	—	—	○	—
認定こども園（民間）	○	○	○	—
認定こども園（公立）	—	—	○	—
認可外保育園	×	×	○*1	○*3
認可外保育施設の 届出のない団体	×	×	×	○*3

\*1 市町村から、保育の必要性認定を受けた利用者

\*2 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

\*3 条件①3～5歳の利用幼児を対象とした開所時間が、1日4時間以上、週5日以上、年間39週以上  
条件②利用料無償化の3～5歳の利用幼児数が、3～5歳の全利用幼児の数の半数を超えないこと  
条件③市町村が定める基準を満たすと市町村が判断する場合

## (2) 自然環境保育を推進するための各種研修会の開催等

認証団体等の自然環境保育に係る更なる活動の充実化や、新たに自然環境保育を始めようとする団体等へ自然環境保育の意義や効果を伝える研修を開催するとともに、県の自然環境保育認証制度を周知するための広報を行う。

### ①認証団体等を対象とした研修会の開催

自然環境保育を実施する上での安全管理研修

[回数等] 年3回実施

### ②交流会の開催

認証団体等が活動状況を発表し、交流する場を設ける。

[回数等] 年1回実施

### ③認証団体以外を対象とした講演会の開催

新たに自然環境保育を始めようとする団体等に対して、自然環境保育の意義や効果、県の認証制度、既認証団体等の活動状況等についての講演会を開催

[回数等] 年2回実施

### ④広報等

認証団体等を千葉県HPで紹介（基本情報・公式HPへのリンク、認証団体等の好事例を紹介）、リーフレット作成・配付、市町村等関係機関への情報提供 等

## (3) 自然環境保育普及推進員による認証制度の推進・指導

県が任命する自然環境保育普及推進員が、新たに自然環境保育を始めようとする団体等や認証団体等を巡回し、自然環境保育活動についてのアドバイスや、認証団等の活動に対するフォローを行う

## (4) 認証書交付

知事名入りの認証書を団体等に交付